## I 地域区分等

# 1. 地域区分(①)

利用する施設が所在する市町村ごとに定められた告示別表第一による区分を適用する。

# 2. 定員区分(②)

利用する施設の利用定員の総和に応じた区分を適用する。

なお、分園を設置する施設に係る基本分単価(⑥)、処遇改善等加算 I (⑦) 及び所長設置加算 (⑧) については、中心園と分園それぞれの利用定員の総和に応じた区分を適用する。

# 3. 認定区分(③)

利用子どもの認定区分に応じた区分を適用する。

# 4. 年齡区分(④)

利用子どもの満年齢に応じた区分を適用する。

なお、年度の初日の前日における満年齢に基づき区分した場合に、年齢区分が異なる場合は、適用される年齢区分における基本分単価(⑥)、処遇改善等加算 I (⑦)、3 歳児配置改善加算(⑨)及び夜間保育加算(⑪)の単価について、それぞれの「月額調整」欄に定める額に置き替えて適用するものとする。

# 5. 保育必要量区分(⑤)

利用子どもの保育必要量に応じた区分を適用する。

## Ⅱ 基本部分

## 1. 基本分単価(⑥)

## (1)額の算定

地域区分(①)、定員区分(②)、認定区分(③)、年齢区分(④)、保育必要量区分(⑤)(以下「地域区分等」という。)に応じて定められた額とする。

## (2) 基本分単価に含まれる職員構成

基本分単価に含まれる職員構成は以下のとおりであることから、これを充足すること。 なお、分園は中心園の施設長のもと中心園と一体的に施設運営が行われるものとすること。 その際、以下の職員を充足すること。 ただし、嘱託医については、中心園に配置していることから不要である。 また、調理員等については、中心園等から給食を搬入する場合は、配置不要であること。

#### (ア) 保育士

基本分単価における必要保育士数は以下のiとiiを合計した数であること。 また、これとは別に非常勤の保育士が配置されていること。

# i 年齢別配置基準 (※)

4歳以上児30人につき1人、3歳児20人につき1人、1、2歳児6人につき1人、乳児3人につき1人

(注1) ここでいう「4歳以上児」、「3歳児」、「1、2歳児」及び「乳児」とは、年度の初日の前日における満年齢によるものであること。

(注2)確認に当たっては以下の算式によること。

#### <算式>

{4歳以上児数×1/30(小数点第1位まで計算(小数点第2位以下切り捨て))}

- + {3歳児数×1/20(同)} + {1、2歳児数×1/6(同)} + {乳児数×1/3(同)}
- =配置基準上保育士数(小数点以下四捨五入)

# ii その他 <sup>(※)</sup>

- a 利用定員 90 人以下の施設については1人
- b 保育標準時間認定を受けた子どもが利用する施設については1人 (注1)
- c 上記 i 及び ii の a 、 b の保育士 1 人当たり、研修代替保育士として年間 3 日分の費用 を算定 <sup>(注2)</sup>
- (注1)施設全体の利用定員に占める保育標準時間認定を受けた子どもの人数の割合が低い場合は非常勤の保育士としても差し支えないこと。
- (注2) 当該費用については、保育士が研修を受講する際の受講費用や、時間外における研修受講の際の時間外手当等に充当しても差し支えないこと。
- (※)保育士には、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号。以下「児童福祉施設設備運営基準」という。)附則第95条、第96条及び児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令(平成10年厚生省令第51号)附則第2条に基づいて都道府県(指定都市及び中核市を含む。以下同じ。)が定める条例に基づき保育士とみなされた者を含む。

## (イ) その他

i 調理員等

利用定員 40 人以下の施設は 1 人、41 人以上 150 人以下の施設は 2 人、151 人以上の施設は 3 人(うち 1 人は非常勤) (注)

- (注) 調理業務の全部を委託する場合、または搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる。
- ii 非常勤事務職員
  - (注)施設長等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は、配置は不要であること。
- iii 嘱託医·嘱託歯科医

# Ⅲ 基本加算部分

## 1. 処遇改善等加算 I (⑦)

(1)加算の要件及び加算の認定

加算の要件及び加算の認定は別に定めるところによる。

# (2) 加算額の算定

加算額は、地域区分等に応じた単価に、別に定めるところにより認定した加算率×100 を乗じて得た額とする。

# 2. 所長設置加算(⑧)

(1) 加算の要件

所長を配置する施設に加算する。なお、所長を配置しているか否かの認定は、おおむね次の 基準によること。

- (ア) その所長が児童福祉事業等に2年以上従事した者 (注1) 又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者 (注2) で、常時実際にその施設の運営管理の業務に専従し、かつ委託費からの給与支出がある場合に限る。
  - (注1)児童福祉事業等に従事した者の例示

児童福祉施設、幼稚園・小学校等における教諭、市町村長等の公的機関において児童福祉に関する事務を取り扱う部局、民生委員・児童委員の他、教育・保育施設又は地域型保育事業に移行した施設・事業所における移行前の認可外保育施設等

- (注2) 同等以上の能力を有すると認められる者の例示 公的機関等の実施する所長研修等を受講した者等
- (イ) したがって施設において、2以上の施設若しくは他の事業と兼務し、所長として職務を 行っていない者は欠員とみなして加算は適用しないこと。

## (2) 加算の認定

(ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村長が行うこととし、新たに加算の認定をするにあ

たっては、その施設の設置者からその旨の申請(施設名、加算の適用年月、所長となる者 の氏名、年齢、児童福祉事業に従事した期間、給与等を記載した履歴書等)を徴して(1) の要件への適合状況を確認すること。

- (注) 平成27年3月31日以前に、保育所運営費における所長設置の保育単価の適用を受けており、所長の配置状況に変更がない保育所については、加算の認定を簡略化することができる。
- (イ) 市町村長は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監督等を通じてその 状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくな った日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の 適用が無いものとすること。

# (3) 加算額の算定

加算額は、地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算 I の単価に 1 の(2)で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額とする。

# 3. 3歳児配置改善加算(⑨)

#### (1) 加算の要件

Ⅱの1. (2) (ア) i の年齢別配置基準のうち、3歳児に係る保育士配置基準を3歳児15人につき1人により実施する施設に加算する。

#### <算式>

- {4歳以上児数×1/30(小数点第1位まで計算(小数点第2位以下切り捨て))}
- + {3歲児数×1/15(同)} + {1、2歳児数×1/6(同)} + {乳児数×1/3(同)}
- =配置基準上保育士数(小数点以下四捨五入)

### (2)加算の認定

- (ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村長が行うこととし、加算の認定をするにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請(施設名、加算の適用年月、利用子ども数(見込み)及び保育士の配置状況が記載された職員体制図等)を徴して確認すること。
- (イ) 市町村長は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監督等を通じてその 状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくな った日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の 適用が無いものとすること。

# (3) 加算額の算定

加算額は、地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算 I の単価に 1 の(2) で認定した加算率×100 を乗じて得た額を加えた額とする(年度の初日における年齢が満 2 歳の子どもを除く)。

## 4. 休日保育加算(⑩)

## (1) 加算の要件

日曜日、国民の祝日及び休日(以下「休日等」という。)において、以下の要件を満たして、 保育を実施する施設に加算する。

- (ア) 休日等を含めて年間を通じて開所する施設を市町村が指定して実施すること。
- (イ)児童福祉施設設備運営基準第33条の第2項及び附則第94条から第97条、児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令(平成10年厚生省令第51号)附則第2条の規定に基づき、対象子どもの年齢及び人数に応じて、本事業を担当する保育士を配置すること。
- (ウ)対象となる子どもに対して、適宜、間食又は給食等を提供すること。
- (エ)対象となる子どもは、原則、休日等に常態的に保育を必要とする保育認定子どもである

こと。

#### (2) 加算の認定

- (ア)加算の認定は、施設が所在する市町村長が行うこととし、加算の認定をするにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請(施設名、加算の適用年月、休日等における保育士の配置状況が記載された職員体制図、(3)の加算額の算定に必要な利用子ども数の見込み及び数の根拠となる実績等)を徴して確認すること。
- (イ) 市町村長は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監督等を通じてその 状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくな った日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の 適用が無いものとすること。

## (3)加算額の算定

加算額は、地域区分等及び以下により認定した休日等に保育を利用する年間の延べ利用子ども数(以下「休日延べ利用子ども数」という。)に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算 I の単価に1の(2)で認定した加算率×100を乗じた額を加えて算出した額を、当該施設における各月初日の利用子ども数(休日等に保育を利用しない子どもを含む。)で除して得た額とする(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)。

- (ア) 市町村は、毎年度、休日保育加算の対象となる施設(以下、「休日保育対象施設」という。)から、休日延べ利用子ども数の見込みを徴収して認定を行うこと。
- (イ)休日延べ利用子ども数には、休日等に当該休日保育対象施設を利用する休日保育対象施 設以外の特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用する子どもを含むこと。
- (ウ) 認定された休日延べ利用子ども数は、(2) の(イ) により、加算の適用が無くなった場合を除き、年間を通じて適用されること。そのため、認定に当たっては、前年度における実績等を踏まえて適正に審査されたいこと。

# (4) 実績の報告等

本加算の適用を受けた施設は、翌年4月末日までに実績報告書を市町村長に提出すること。

# 5. 夜間保育加算(⑪)

# (1) 加算の要件

夜間保育を実施する施設(「夜間保育所の設置認可等について(平成12年3月30日児発第298号厚生省児童家庭局長通知)」により設置認可された施設。)に加算する。

#### (2)加算額の算定

加算額は、地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算 I の単価に1の(2)で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額とする。

# 6. 減価償却費加算(⑫)

## (1) 加算の要件

以下の要件全てに該当する施設に加算する。

- (ア)保育所の用に供する建物が自己所有であること (注1)
- (イ) 建物を整備・改修又は取得する際に、建設資金又は購入資金が発生していること
- (ウ)建物の整備·改修に当たって、施設整備費又は改修費等(以下「施設整備費等」という。) の国庫補助金の交付を受けていないこと (注2)
- (エ) 賃借料加算(③)の対象となっていないこと

- (注1)施設の一部が賃貸物件の場合は、自己所有の建物の延べ面積が施設全体の延べ面積の50%以上であること
- (注2)施設整備費等の国庫補助の交付を受けて建設した建物について、整備後一定年数が経過した後に、以下の要件全でに該当する改修等を行った場合には(ウ)に該当することとして差し支えない。
  - ① 老朽化等を理由として改修等が必要であったと市町村が認める場合
  - ② 当該改修等に当たって、国庫補助の交付を受けていないこと
  - ③ 1施設当たりの改修等に要した費用を2,000で除して得た値が、建物全体の延面積に2を乗じて得た値を上回る場合で、かつ、改修等に要した費用が1,000万円以上であること

## (2) 加算の認定

- (ア)加算の認定は、施設が所在する市町村長が行うこととし、加算の認定をするにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請(施設名、加算の適用年月、建物を整備・改修又は取得する際の契約書類等)を徴して確認すること。
- (イ) 市町村長は、加算の認定がされている施設について、(1) の要件に適合しなくなった場合には、(1) の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月初日に(1) に適合しなくなった場合はその月) から加算の適用が無いものとすること。

## (3) 加算額の算定

加算額は、以下の地域の区分ごとに定められた額とする。

| 区    | 分     |             |              |              | 都            | 道府         | - 県          |              |              |               |
|------|-------|-------------|--------------|--------------|--------------|------------|--------------|--------------|--------------|---------------|
| A 地域 | 標準都市部 | 青森県         | 岩手県          | 福島県          | 東京都          | 富山県        | 山梨県          | 長野県          | 沖縄県          |               |
| B 地域 | 標準都市部 | 北海道<br>静岡県  | 宮城県<br>三重県   | 秋田県<br>京都府   | 山形県<br>大阪府   | 茨城県<br>奈良県 | 神奈川県<br>鳥取県  | 果 新潟県<br>広島県 | 県 石川県<br>熊本県 | 製 岐阜県<br>鹿児島県 |
| C地域  | 標準都市部 | 栃木県<br>和歌山県 | 群馬県<br>県 島根県 | 埼玉県<br>県 岡山県 | 千葉県<br>県 山口県 | 福井県 香川県    | 愛知県<br>県 高知県 | 滋賀県<br>県 佐賀県 | 兵庫県<br>県 長崎県 | 見 宮崎県         |
| D地域  | 標準都市部 | 徳島県         | 愛媛県          | 福岡県          | 大分県          |            |              |              |              |               |

<sup>\*</sup>表中「都市部」とは当年度又は前年度における4月1日現在の人口密度が1,000 人/K m以上の市町村をいい、「標準」とはそれ以外の市町村をいう。

# 7. 賃借料加算(13)

# (1) 加算の要件

以下の要件全てに該当する施設に加算する。

- (ア)保育所の用に供する建物が賃貸物件であること (注)
- (イ) (ア) の賃貸物件に対する賃借料が発生していること
- (ウ)賃借料の国庫補助(「認可保育所等設置支援事業の実施について」(平成29年3月31日 雇児発0331第30号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に定める「都市部における保 育所への賃借料支援事業」による国庫補助を除く。)を受けた施設については、当該補助 に係る残額が生じていないこと
- (エ)減価償却費加算(⑩)の対象となっていないこと
  - (注)施設の一部が自己所有の場合は、賃貸による建物の延べ面積が施設全体の延べ面積の50%以上であること

## (2) 加算の認定

- (ア)加算の認定は、施設が所在する市町村長が行うこととし、加算の認定をするにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請(施設名、加算の適用年月、賃貸契約書等)を徴して確認すること。
- (イ) 市町村長は、加算の認定がされている施設について、(1) の要件に適合しなくなった場合には、(1) の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月初日に(1) に適合しなくなった場合はその月) から加算の適用が無いものとすること。

加算額は、以下の地域の区分ごとに定められた額とする。

| 区    | 分     |                   |                   |                    | 都       | 道 府          | : 県          |              |            |            |
|------|-------|-------------------|-------------------|--------------------|---------|--------------|--------------|--------------|------------|------------|
| A 地域 | 標準都市部 | 埼玉県               | 千葉県               | 東京都                | 神奈川県    |              |              |              |            |            |
| B地域  | 標準都市部 | 静岡県               | 滋賀県               | 京都府                | 大阪府     | 兵庫県          | 奈良県          |              |            |            |
| C地域  | 標準都市部 | 宮城県<br>和歌山県       | 茨城県<br>県 鳥取児      | 栃木県<br>県 岡山県       | 群馬県     | 新潟県<br>県 香川県 | 石川県<br>県 福岡県 | 長野県<br>県 沖縄県 | 愛知県        | 三重県        |
| D地域  | 標準都市部 | 北海道<br>岐阜県<br>大分県 | 青森県<br>島根県<br>宮崎県 | 岩手県<br>山口県<br>鹿児島県 | 秋田県 徳島県 | 山形県<br>愛媛県   | 福島県<br>高知県   | 富山県<br>佐賀県   | 福井県<br>長崎県 | 山梨県<br>熊本県 |

<sup>\*</sup>表中「都市部」とは当年度又は前年度における4月1日現在の人口密度が1,000人/Km²以上の市町村をいい、「標準」とはそれ以外の市町村をいう。

# 8. チーム保育推進加算(14)

#### (1) 加算の要件

以下の要件全てに該当する施設に加算する。

- (ア)「必要保育士数」(基本分単価(⑥)及び他の加算の認定に当たって求められる数)を 超えて保育士を配置していること
- (イ)キャリアを積んだチームリーダーの位置付け等チーム保育体制を整備すること (注1)
- (ウ)職員の平均勤続年数が15年以上であること (注2)
- (エ) 当該加算による増収は、保育士の増員や、当該保育所全体の職員の賃金改善に充てること
  - (注1)チーム保育体制の整備とは、Ⅱの1. (2) (ア) i の年齢別配置基準(3歳児配置改善加算が適用される場合には、その配置基準)を超えて、主に3~5歳児について複数保育士による保育体制の構築をいう。
  - (注2)職員の平均勤続年数については、処遇改善等加算 I における職員 1 人当たりの平均勤続年数をもって確認すること。

## (2)加算の認定

- (ア)加算の認定は、施設が所在する市町村長が行うこととし、加算の認定をするにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請を市町村長が定める期日までに提出させ、当該施設の申請内容について必要な審査を行い、必要と認めた場合は当該施設に速やかに通知すること。
- (イ) 市町村長は、加算の認定がされている施設について、申請及び指導監督等を通じてその 状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくな った日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の 適用が無いものとすること。

加算額は、地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算 I の単価に1の(2)で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額とする。

### (4) 実績の報告等

本加算の適用を受けた施設は、年度終了後速やかに実績報告書を市町村長に提出すること。 なお、加算額の実績と(1)の(エ)の要件に掲げる支出とを比較して差額が生じた場合に は、翌年度において、その全額を一時金等により賃金改善に充てること。

# Ⅳ 加減調整部分

# 1. 分園の場合(⑮)

# (1)調整の適用を受ける施設の要件

保育所の分園(「保育所分園の設置運営について(平成10年4月9日児発第302号厚生省児童家庭局長通知)」により設置された保育所分園。)に適用する。

#### (2)調整額の算定

調整額は、分園に適用される基本分単価(⑥)、処遇改善等加算 I (⑦) 及び所長設置加算(⑧) の額の合計に、地域区分等に応じた調整率を乗じて得た額とする(算定して得た額に 10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)。

# 2. 常態的に土曜日に閉所する場合(⑯)

(1)調整の適用を受ける施設の要件

施設を利用する保育認定子どもについて、土曜日に係る保育の利用希望が無いなどの場合に、 月を通じて土曜日に閉所する施設に適用する。

なお、他の保育所等と共同保育を実施することにより、施設を利用する保育認定子どもの土曜日における保育が確保されている場合には、土曜日に開所しているものとして取り扱うこと。

# (2)調整の適用を受ける施設の認定

(ア) 調整の適用を受ける施設の認定は、施設が所在する市町村長が行うこととし、認定をするにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請(施設名、調整の適用年月、土曜日に閉所することとなる理由等)を徴して確認すること。

なお、保育所については、原則として、土曜日を含む週6日間の開所が求められる施設であることから、土曜日に係る保育の利用希望があるにもかかわらず閉所する等の場合は、 当該調整の適用と併せて、市町村において指導を行うこと。

(イ)市町村長は、調整の適用を受ける施設について、申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から調整の適用が無いものとすること。

## (3)調整額の算定

調整額は、適用される基本分単価(⑥)、処遇改善等加算 I (⑦)、3歳児配置改善加算(⑨)及び夜間保育加算(⑪)の額の合計に、地域区分等に応じた調整率を乗じて得た額とする。(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)

## V 乗除調整部分

# 1. 定員を恒常的に超過する場合(⑪)

## (1)調整の適用を受ける施設の要件

直前の連続する5年度間常に利用定員を超えており (注1)、かつ、各年度の年間平均在所率 (注2)が 120%以上の状態にある施設に適用する。

なお、教育・保育の提供は利用定員の範囲内で行われることが原則であること。

また、上記の状態にある施設に対しては、利用定員の見直しに向けた指導を行うこと。

(注1) 利用定員を超えて受け入れる場合の留意事項

利用定員を超えて受け入れる場合であっても、施設の設備又は職員数が、利用定員を超えて利用する子どもを含めた利用子ども数に照らし、児童福祉施設設備運営基準及び本通知等に定める基準を満たしていること。

(注2) 年間平均在所率

当該年度内における各月の初日の在籍子ども数の総和を各月の初日の利用定員の総和で除したものをいう。

## (2)調整の適用を受ける施設の認定

- (ア)調整の適用を受ける施設の認定は、施設が所在する市町村長が施設の利用状況を確認の うえ行うこととする。
- (イ)市町村長は、調整の適用を受ける施設について、指導監督等を通じて利用定員の見直しが行われた場合又は地域における需要の動向等を踏まえて当該年度における年間平均在所率が120%以上の状態にならないものと認められる場合には、見直し等が行われた日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から調整の適用が無いものとすること。
- (3) 適用される基本部分及び加減調整部分の額の調整の方法

本調整措置が適用される施設における基本分単価(⑥)から常態的に土曜日に閉所する場合(⑤)の額については、それぞれの額の総和に地域区分等に応じた調整率を乗じて得た額とする(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)。

### Ⅵ 特定加算部分

## 1. 主任保育士専任加算(18)

#### (1)加算の要件

主任保育士を保育計画の立案等の主任業務に専任させるため、基本分単価(⑥)及び他の加算等の認定に当たって求められる「必要保育士数」を超えて代替保育士 (注1) を配置し、以下の事業等を複数実施する施設に加算する。

なお、当該加算が適用される施設においては、保護者や地域住民からの育児相談、地域の子育て支援活動等に積極的に取り組むこと。

- i 延長保育事業(子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの及びこれと 同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。ただし、当該要件を満たした月 以降の各月においては、同一年度内に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。)
- ii 一時預かり事業(一般型)(子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合しており、かつ、月の平均対象子どもが1人以上いるもの(年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。)。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。)

ただし、当分の間は平成21年6月3日雇児発第0603002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「『保育対策等促進事業の実施について』の一部改正について」以前に定める一時保育促進事業の要件を満たしていると認められ、実施しているものも含むこととされること。

- iii 病児保育事業(子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合するもの及びこれと同等の 要件を満たして自主事業として実施しているもの。)
- iv 乳児が3人以上利用している施設(月の初日において乳児が3人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。)
- v 障害児(軽度障害児を含む。) (注2) が1人以上利用している施設(月の初日において障害児が1人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。)
- (注1)児童福祉施設最低基準附則第95条、第96条及び児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令(平

成10年厚生省令第51号) 附則第2条により保育士とみなされる者を含む。

(注2) 市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や 巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能 な資料をもって確認しても差し支えない。

## (2) 加算の認定

- (ア)加算の認定は、施設が所在する市町村長が行うこととし、加算の認定をするにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請(施設名、加算の適用年月、事業等の実施状況等) を徴して確認すること。
- (イ) 市町村長は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監督等を通じてその 状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくな った日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の 適用が無いものとすること。

#### (3)加算額の算定

加算額は、基本額に、当該加算に係る処遇改善等加算Ⅰの単価にⅢの1.(2)で認定した 加算率×100を乗じて得た額を加えた額を、各月初日の利用子ども数で除して得た額とする(算 定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)。

# 2. 療育支援加算(⑲)

## (1) 加算の要件

主任保育士専任加算(⑱)の対象施設かつ障害児 (注1) を受け入れている (注2) 施設において、主任保育士を補助する者 (注3) を配置し、地域住民等の子どもの療育支援に取り組む場合に加算する。

なお、当該加算が適用される施設においては、障害児施策との連携を図りつつ、障害児保育に関する専門性を活かして、地域住民や保護者からの育児相談等の療育支援に積極的に取り組むこと (注4)。

- (注1) 市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料をもって確認しても差し支えない。
- (注2) 「障害児を受け入れている」とは、月の初日において障害児が1人以上利用していることをもって満たしているものとし、以降年度を通じて当該要件を満たしているものとすること。
- (注3) 非常勤職員であって、資格の有無は問わない。

## (注4) 取組の例示

- ・ 施設を利用する気になる段階の子どもを含む障害児について、障害児施策との連携により、 早期の段階から専門的な支援へと結びつける。
- · 地域住民からの育児相談等へ対応し、専門的な支援へと結びつける。
- · 補助者の活用により障害児施策との連携を図る。
- ・ 保育所等訪問支援事業における個別支援計画の策定に当たっての連携役
- ・ 障害児施策との連携により、施設における障害児保育の専門性を強化し、障害児に対する支援を充実

## (2) 加算の認定

- (ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村長が行うこととし、加算の認定をするにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請(施設名、加算の適用年月、対象子ども等)を徴して確認すること。
- (イ) 市町村長は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監督等を通じてその 状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくな った日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の 適用が無いものとすること。

加算額は、特別児童扶養手当支給対象児童 (注) 受入施設又はそれ以外の障害児受入施設の別に定められた基本額に、当該加算に係る処遇改善等加算 I の単価にⅢの1.(2)で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額を、各月初日の利用子ども数で除して得た額とする(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)。

(注)特別児童扶養手当の支給要件に該当するが所得制限により当該手当の支給がされていない児童 を含む。

# 3. 事務職員雇上費加算(20)

# (1) 加算の要件

事務職員を配置し、以下の事業等のいずれかを実施する施設に加算する。

- (注) 施設長等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は、配置は不要であること。
- i 延長保育事業(子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの及びこれと 同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。ただし、当該要件を満たした月 以降の各月においては、同一年度内に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。)
- ii 一時預かり事業(一般型)(子ども・子育で支援交付金に係る要件に適合しており、かつ、月の平均対象子どもが1人以上いるもの(年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。)。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。)ただし、当分の間は平成21年6月3日雇児発第0603002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「『保育対策等促進事業の実施について』の一部改正について」以前に定める
- 一時保育促進事業の要件を満たしていると認められ、実施しているものも含むこととされること。 iii 病児保育事業(子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合するもの及びこれと同等の
- 研究保育事業(子とも・子育で文族交付金に係る安件に適合するもの及びこれと向寺の 要件を満たして自主事業として実施しているもの。)
- iv 乳児が3人以上利用している施設(月の初日において乳児が3人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。)
- v 障害児(軽度障害児を含む。) (注) が1人以上利用している施設(月の初日において障害 児が1人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。)
- (注)市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料をもって確認しても差し支えない。

# (2) 加算の認定

- (ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村長が行うこととし、加算の認定をするにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請(施設名、加算の適用年月、事業等の実施状況等) を徴して確認すること。
- (イ) 市町村長は、加算の認定がされている施設について、申請又は指導監督等を通じてその 状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくな った日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の 適用が無いものとすること。

### (3)加算額の算定

加算額は、基本額に、当該加算に係る処遇改善等加算Ⅰの単価にⅢの1. (2)で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額を、各月初日の利用子ども数で除して得た額とする(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)。

# 4. 処遇改善等加算Ⅱ(②)

(1)加算の要件及び加算の認定

加算の要件及び加算の認定は別に定めるところによる。

## (2) 加算額の算定

加算額は、処遇改善等加算 II - ①及び II - ②の別に定められる額にそれぞれ対象人数を乗じて得た額の合計を、各月初日の利用子ども数で除して得た額とする(算定して得た額に 10 円未満の端数がある場合は切り捨てる。)。

# 5. 冷暖房費加算(22)

#### (1) 加算の要件

全ての施設に加算する。

# (2) 加算額の算定

加算額は、以下の地域の区分に応じて定める額とする。

| 一級地   | 国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24年法律第200号)別表に規<br>定する一級地をいう。 |
|-------|---|
| 二級地   | 国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する二級地をいう。                   |
| 三級地   | 国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する三級地をいう。                   |
| 四級地   | 国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する四級地をいう。                   |
| その他地域 | 上記以外の地域をいう。                                       |

# 6. 除雪費加算(23)

# (1) 加算の要件

豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項に規定する地域に所在する施設に加算する。

## (2) 加算額の算定

加算額は、定められた額とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。

# 7. 降灰除去費加算(頌)

## (1) 加算の要件

活動火山対策特別措置法(昭和 48 年法律第 61 号)第 12 条に規定する降灰防除地域に所在する施設に加算する

## (2) 加算額の算定

加算額は、定められた額を、3月初日の利用子ども数で除して得た額(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。

## 8. 入所児童処遇特別加算(②)

## (1) 加算の要件

高齢化社会の到来等に対応して、高齢者等ができるだけ働きやすい条件の整備を図り、また、高齢者等によるきめ細やかな利用子ども等の処遇の向上を図るため、以下の要件を満たす施設に加算する。

(ア) 高齢者等 (注1) を職員配置基準以外に非常勤職員 (注2) として雇用 (注3) し、施設の業務の中で比較的高齢者等に適した業務 (注4) を行わせ、かつ、当該年度中における高齢者等の総雇用人員の累積年間総雇用時間が、400時間以上見込まれること。

また、「特定就職困難者雇用開発助成金」等を受けている施設(受ける予定の施設を含む。)でその補助の対象となる職員は対象としないこと。

なお、雇用形態は通年が望ましいが短期間でも雇用予定がはっきりしていて、利用子ども等の処遇の向上が期待される場合には、この加算対象として差し支えないこと。

# (注1) 高齢者等の範囲

- i 当該年度の4月1日現在または、その年度の途中で雇用する場合はその雇用する時点において満60歳以上の者
- ii 身体障害者(身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳を所持している者)
- iii 知的障害者(知的障害者更生相談所、児童相談所等において知的障害者と判定された者で、 都道府県知事が発行する療育手帳または判定書を所持している者)
- iv 精神障害者(精神保健及び精神障害福祉法に関する法律に規定する精神障害者保健福祉手帳 を所持している者)
- v 母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦(母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する母子 家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦)
- (注2) 非常勤職員の範囲

1日6時間未満又は月20日未満勤務の者を対象とする。

(注3) 雇用の範囲

雇用契約又は派遣契約による場合のみを対象とする。

- (注4) 高齢者等が行う業務の内容の例示
  - i 利用子ども等との話し相手、相談相手
  - ii 身の回りの世話(爪切り、洗面等)
  - iii 通院、買い物、散歩の付き添い
  - iv クラブ活動の指導
  - v 給食のあとかたづけ
  - vi 喫食の介助
  - vii 洗濯、清掃等の業務
  - viii その他高齢者等に適した業務

## (イ)以下の事業等のうち、いずれかを実施していること

- i 延長保育事業(子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの及びこれと 同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。ただし、当該要件を満たした月 以降の各月においては、同一年度内に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。)
- ii 一時預かり事業(一般型)(子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合しており、かつ、月の平均対象子どもが1人以上いるもの(年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。)。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。)

ただし、当分の間は平成21年6月3日雇児発第0603002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「『保育対策等促進事業の実施について』の一部改正について」以前に定める一時保育促進事業の要件を満たしていると認められ、実施しているものも含むこととされること。

- iii 病児保育事業(子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合するもの及びこれと同等の 要件を満たして自主事業として実施しているもの。)
- iv 乳児が3人以上利用している施設(4月から11月までの各月初日を平均して乳児が3人以上利用していること。)
- v 障害児(軽度障害児を含む。) <sup>(注)</sup> が1人以上利用している施設(4月から11月までの間 に1人以上の障害児の利用があること。)
- (注)市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料をもって確認しても差し支えない。

# (2) 加算の認定

加算の認定は、施設が所在する市町村長が行うこととし、加算の認定をするにあたっては、 その施設の設置者からその旨の申請を毎年 12 月末までに提出させ、当該施設の申請内容について必要な審査を行い、必要と認めた場合は当該施設に速やかに通知すること。

なお、(3)の加算額の算定に必要な「年間総雇用時間数」の認定に当たっては、毎年度4月から11月までの実績及び12月から3月までの雇用計画を元に認定すること。

加算額は、(2)で認定された「年間総雇用時間数」の区分に応じて定められた額を、3月初日の利用子ども数で除して得た額(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。

#### (4) 実績の報告等

本加算の適用を受けた施設は、翌年4月末日までに実績報告書を市町村長に提出すること。 なお、次年度以降の加算の認定に当たっては、当該実績報告書を参考に決定すること。 また、市町村長は、本加算を行った施設について、検査時等に検証を行うこと。

# 9. 施設機能強化推進費加算(%)

### (1) 加算の要件

施設における火災・地震等の災害時に備え、職員等の防災教育及び災害発生時の安全かつ、 迅速な避難誘導体制を充実する等の施設の総合的な防災対策を図る取組 (注1・注2・注3)を行う施 設で、以下の事業等を複数実施する施設に加算する。

- i 延長保育事業(子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの及びこれと 同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。ただし、当該要件を満たした月 以降の各月においては、同一年度内に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。)
- ii 一時預かり事業(一般型)(子ども・子育で支援交付金に係る要件に適合しており、かつ、月の平均対象子どもが1人以上いるもの(年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。)。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。)ただし、当分の間は平成21年6月3日雇児発第0603002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「『保育対策等促進事業の実施について』の一部改正について」以前に定める一時保育促進事業の要件を満たしていると認められ、実施しているものも含むこととされ
- iii 病児保育事業(子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合するもの及びこれと同等の 要件を満たして自主事業として実施しているもの。)
- iv 乳児が3人以上利用している施設(4月から11月までの各月初日を平均して乳児が3人以上利用していること。)
- v 障害児(軽度障害児を含む。) (注4) が1人以上利用している施設(4月から11月までの間に1人以上の障害児の利用があること。)
- (注1) 取組の実施方法の例示
  - i 地域住民等への防災支援協力体制の整備及び合同避難訓練等を実施する。
  - ii 職員等への防災教育、訓練の実施及び避難具の整備を促進する。
- (注2)取組に必要となる経費の額 取組に必要となる経費の総額が、概ね15万円以上見込まれること。
- (注3)支出対象経費

ること。

需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕費、食糧費(茶菓)、光熱水費、医療材料費)・ 役務費(通信運搬費)・旅費・謝金・備品購入費・原材料費・使用料及び賃借料・賃金・委託 費(防災訓練及び避難具の整備等に要する特別の経費に限り、教育・保育の提供に当たって、 通常要する費用は含まない。)

(注4) 市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書 や巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握 可能な資料をもって確認しても差し支えない。

### (2) 加算の認定

加算の認定は、施設が所在する市町村長が行うこととし、加算の認定をするにあたっては、 その施設の設置者からその旨の申請を毎年 12 月末までに提出させ、必要性及び経費等につい て必要な審査を行うこと。

加算額は、定められた額を、3月初日の利用子ども数で除して得た額(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。

## (4) 実績の報告等

本加算の適用を受けた施設は、翌年4月末日までに実績報告書を市町村長に提出すること。 なお、市町村長は、本加算を行った施設について、検査時等に検証を行うこと。

## 10. 小学校接続加算(②)

## (1) 加算の要件

次の要件をすべて満たして小学校との連携・接続に係る取組を行う施設に加算する。

- i 小学校との連携・接続の担当に関する業務分掌を明確にすること。
- ii 授業・行事、研究会・研修等の小学校との子ども及び教職員の交流活動を実施している
- iii 小学校との接続を見通した保育課程を編制していること。なお、継続的な協議会の開催 等により具体的な編制に向けた研究に着手していると認められる場合を含む。

# (2) 加算の認定

- (ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村長が行うこととし、加算を認定するにあたっては、 その施設の設置者からその旨の申請(施設名、加算の適用年度、小学校との連携・接続に 係る取組等の実施状況等が分かる資料等)を徴して確認すること。
- (イ) 当年度の3月時点で上記の要件を満たす取組が確認できれば、当年度の3月分の単価に加算する。

#### (3)加算額の算定

加算額は、定められた額を、3月初日の利用子ども数で除して得た額(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。

## 1 1. 栄養管理加算(28)

# (1) 加算の要件

食事の提供にあたり、栄養士を活用 (注1) して、栄養士から献立やアレルギー、アトピー等への助言、食育等に関する継続的 (注2) な指導を受ける施設に加算する。

- (注1) 栄養士の活用に当たっては、雇用形態を問わず、嘱託する場合や、調理員として栄養士を雇用している場合も対象となる。
- (注2)年間を通じて活用している場合に対象とする(年度途中で新たに開設した施設については、 施設の開設以降、年間を通じて活用(期間が6ヶ月以上となること。)している場合に対象とす る。)。

# (2) 加算の認定

加算の認定は、施設が所在する市町村長が行うこととし、加算を認定するにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請(施設名、加算の適用年度、嘱託契約又は配置が確認できる書類等)を毎年12月末までに提出させ、必要な審査を行うこと。

# (3) 加算額の算定

加算額は、定められた額を、3月初日の利用子ども数で除して得た額(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。

# 12. 第三者評価受審加算(29)

## (1) 加算の要件

「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」等に沿って、第三者評価を適切に実施することが可能であると市町村が認める第三者機関による評価(行政が委託等により民間機関に行わせるものを含む。)を受審し、その結果をホームページ等により広く公表する施設に加算する。

## (2) 加算の認定

加算の認定は、施設が所在する市町村長が行うこととし、加算を認定するにあたっては、その施設の設置者からその旨の申請(施設名、加算の適用年度、受審状況が分かる資料等)を毎年12月末までに提出させ、必要な審査を行うこと。

- (注1)評価機関との間の契約書等により、当年度に第三者評価の受審や結果の公表(評価機関からの評価結果の提示が翌年度以降となるため、結果の公表が翌年度になる場合を含む。)が行われることが確認できる場合は本加算の対象とする。その場合、市町村は受審や結果の公表が確実に行われていることを事後に確認すること。
- (注2) 第三者評価の受審は5年に一度程度を想定しており、加算適用年度から5年度間は再度の加 算適用はできないこと。

# (3) 加算額の算定

加算額は、定められた額を、3月初日の利用子ども数で除して得た額(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。